

だれもが身近に文化芸術を 新たに条例を制定 文化財の活用も視野に

も含まれているが、その基本施策について市の見解を問う。
答 条例では、文化振興に関する基本計画の策定が明示されている。その計画の中に高齢者、障害者、子育て中の人も含まれているが、その基本施策について市の見解を問う。

文化財については、



明石フィルハーモニー管弦楽団

下水道事業

民間委託に 一定の評価

問 本市の下水道事業については、財源確保が厳しさを増す中、経費削減などさらなる経営基盤の強化に取り組む必要がある。下水道事業における民間委託の現状と、今後の取り組みについて聞く。

答 下水道事業では、浄化センターやポンプ場、下水道管などの維持管

明石の先人たちが大切に守り、育んできた有形、無形の文化財を保存、活用し、継承、発展させていくことが大切であると認識してい

る。その具体的な基本施策については、教育委員会と十分に連携を図り、基本計画を策定する中で、関連施策を検討していきたい。

理を民間委託により行っているところだ。平成十九年度からは朝霧浄化センターと朝霧ポンプ場において、包括的民間委託を実施しているが、民間事業者独自の技術提案に基づく処理運転などに工夫がなされ、環境面の改善や経費の削減などの成果を収めており、一定の評価をしている。

今後は、包括的民間委託のさらなる推進や民設民営のPFI方式なども検討する必要があると考えている。民間事業者の技術力など、民間活力を生かせる土壌作りに努め、下水道事業の財政、経営の健全化を推進していききたいと考えている。

住宅用火災警報器

平成23年5月までに設置義務 高齢者や障害者への助成は

問

消防法の改正による住宅用火災警報器の設置義務について、市民はどれだけ理解しているのか。また、高齢者世帯や聴覚障害者に対する設置費用の助成はあるのか。

答 住宅用火災警報器は、平成十八年六月一日から新築住宅にはすべて設置されているが、既存住宅には二十三年五月末日まで設置が猶予されている。なお、市民の認知度は九割を超

え、二十一年一月現在の推計普及率は52・4%となっている。

高齢者世帯への助成は、所得制限があるが、日常生活用具給付事業として要援護者に火災警報器一台を無料で給付する制度がある。

また、障害者には、障害者自立



大切な命の見張り番

さらに、重度の聴覚障害者には、聴覚障害者用屋内信号装置も助成の対象としている。

また、新しい

和坂斎場の全面改修

大小さまざまな式場を整備

問 和坂斎場の全面改修工事が進んでいる。新しい斎場については、市民の関心も高く期待しているが、改修後の使用料や形態、業務内容について聞きたい。

答 新しい斎場の使用料については、施設の設置目的や現行の使用料、民間価格を踏まえながら、公費で負担すべき範囲、利用者が使用料として負担すべき範囲などを検討する必要があると考えている。

また、新しい告別式場棟は、本年九月頃の完成を目標に建替工事を進めている。遺族控室や法要室等を備えた機能性豊かなものにする



完成が待ち遠しい新斎場

もに、最大で約二百名が利用できる式場と百十名程度の式場、ご家族等だけで見送りたいとの思いなどに対応できる二十五名程度の式場を設けている。

また、業務内容については、自宅や自治会集会所などで通夜式や告別式を執り行う場合は、これまでと同様に斎場業務として行うこととしている。

市民病院の経営状況

19年度から赤字に転落

一層の効率化で改善に努力

問 国の医療費抑制政策のもと、度重なる診療報酬の引き下げや医療費の患者負担が増額されたことによる受診の抑制などから、全国的

に多くの自治体病院の経営が悪化している。こうした中、市民病院が取り組んできた経営改善策の評価を聞く。

答 市民病院のこれまでの経営改善策としては、平成十二年度から十八年度までの七年間は、

このようにことから、今後も引き続き診療体制の回復と医療収益の改善に努めるとともに、より効率的で最善の経営形態を目指して、経費の削減に取り組んでいきたい。

意見書を提出

請願

- ▽不採択となった請願△
- 後期高齢者医療制度廃止の意見書提出を求める請願
- 米軍への思いやり予算廃止の意見書採択を求める請願
- 物価に見合う年金引き上げを求める請願

意見書四件を可決し、政府・関係機関に送付しました。以下はその要旨です。

◎障害者自立支援法の見直しを

平成十八年施行の障害者自立支援法については、国において、特別対策や利用者負担の見直しなど緊急措置も取られた上で、法施行三年後の抜本的見直しに向けての検討が進められている。見直しにあたっては、障害者施策としてあるべき仕組みを検討するとともに、障害者団体などから寄せられた利用者負担などに係る声を十分に踏まえた上で適切な見直しを行うよう強く要望する。

◎「緑の社会」への構造改革を

百年に一度といわれる経済危機の今、環境・エネルギー分野を成長のけん引役とする「緑の社会」へと転換し、諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきである。よって、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し、雇用を創出するよう強く要望する。

◎保育制度改革の見直しを

保育所は、きめ細かな子育て支援を実践し、公的な福祉施設として重要な役割を果たしている。現在、保育制度改革の議論が行われているが、市場原理の導入は、保育環境の悪化を招き、財政状況が厳しい地域への配慮が十分でないなど地域の保育機能の低下も懸念されている。よって、子どもの立場に立ち、地方の実情を踏まえた上で、保育の質を十分に守る制度を維持するよう強く要望する。

◎労働法制の改正および雇用を守る緊急対策を

バブル経済崩壊以降、雇用形態は大きく変化し、正規雇用と一時的な雇用との間で格差が広がり、さらには、景気悪化で失業者が急増している。よって、誰もが将来への希望を持って働くことができる社会の実現のため、企業に雇用を守る社会責任を求めることや日雇い派遣の原則禁止を盛り込んだ派遣法の改正などを強く要望する。